

# 日本学生支援機構の給付奨学金（家計急変）を希望される皆様へ

## 1 募集時期

通常、毎年春及び秋に奨学生の募集を行っていますが、家計急変の場合は通年で申込を受け付けます。ただし、家計急変事由が発生した時から、3か月以内に申し込む必要があります。

**【注意：進学前2022年1月～2024年3月に家計急変事由が発生した場合】**

→ 進学後3か月以内（6月末日まで）に申込みが必要

## 2 申請方法等

まずは事務局学生支援室（gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp）宛てにメールにて学籍番号、氏名、連絡先、家計急変事由を明記し、御連絡ください。

## 3 家計急変事由

事由	証明書類	家計急変事由の発生日
A：生計維持者の一方（又は両方）が <b>死亡</b>	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票除票（死亡日記載）	生計維持者が死亡した日
B：生計維持者の一方（又は両方）が <b>事故又は病気</b> により、半年以上、就労が困難	下記のすべて ・医師による診断書（注3） ・病氣休職中であることの証明書（注4）	診断書に記載された就労困難な状況が開始した日
C：生計維持者の一方（又は両方）が <b>失職</b> （非自発的失業（注6参照）の場合に限る。）	・雇用保険受給資格者証（第1面・第3面・第4面）（注5）	左記の証明書に記載された離職日
D：生計維持者が <b>震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当</b> ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書	罹災証明書に記載された罹災の日
E：本人が <b>父母等による暴力等から避難</b> するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった（注7）	・公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）（注7）	公的機関による保護証明書に記載された保護施設への入所年月日

※ 家計急変事由の詳細については、給付奨学金案内（家計急変採用）を参照してください。

## 4 提出書類

提出書類については、別途お知らせします。

## 5 授業料等減免申請について

授業料等減免申請については、別途お知らせします。

## 6 注意事項

### ◎ マイナンバーの提出期限等について

⇒「マイナンバー提出書」等は、スカラネットでの申込（入力）後、1週間以内に日本学生支援機構（委託会社）に提出してください！（未提出の場合、採用されない場合があります。）

### ◎ 給付奨学金（在学採用）の受給者が給付奨学金（家計急変）の申込みを希望する場合

⇒給付奨学金（在学採用）の定期的な募集（春・秋）と併行して申し込むことはできません。また、給付奨学金（家計急変）に採用されると、原則として3か月ごとに家計急変に該当する生計維持者の〔給与明細書及びその他の所得あればその証明書〕に基づき支援区分の見直しがあります。家計急変採用への変更が認められた場合は、元の給付奨学金（在学採用）に戻すことはできません。

## 7 掲示等と電話番号登録について

◎ 大学からの奨学金に関する連絡は講義棟の掲示板や大学のウェブサイト、メール等でお知らせします。大事なお知らせを見逃さないように注意してください。

◎ 電話で連絡することもあります。携帯電話に登録し、連絡があった場合必ず出るか折り返してください。

広島市立大学 事務局学生支援室学生支援グループ 082-830-1522